

# 第6回 医療・介護WG (歯科技工所関連)

令和3年2月10日  
厚生労働省

# 歯科技工所の開設と構造設備について

## 規制改革要望

既に登録されている歯科技工所内(同一住所)の施設・設備を共有した状態であっても、自らの屋号をもって、新たな歯科技工所の開設ができるようにしてほしい。

## 現状

歯科技工所を開設した者は、開設の場所、管理者の氏名、その他厚生労働省令で定める事項を所在地の都道府県知事等に届け出なければならない。

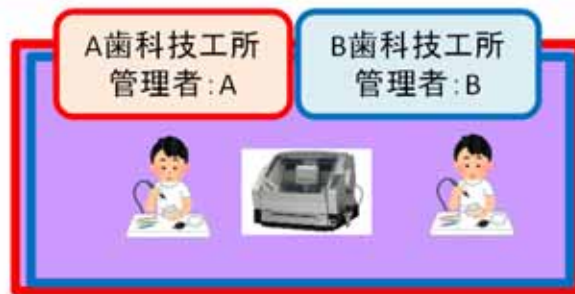
歯科技工所は歯科技工士法施行規則第13条の2に規定される構造設備基準に適合する必要がある。

都道府県知事等は、歯科技工所の構造設備が不完全で、歯科補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれがあるときは、その開設者に改善命令することができる。

責任主体たる管理者を明確にする観点から、歯科技工所の開設に当たっては、各々の歯科技工所が歯科技工士法施行規則第13条の2に規定される構造設備を備え、それぞれに管理者を置く必要があると解釈している。

## 規制改革要望に対する考え方

- 歯科技工所では、歯科技工士が歯科医師からの指示書に基づき、患者の口腔内に装着される歯科補てつ物等を作成するため、衛生管理は非常に重要である。
- 複数の歯科技工所が、各々構造設備を備え、それぞれに管理者を置くべきところ、本要望では同一住所内の同一構造設備に対して、複数の届出を行うことにより、同一環境に複数の管理者が存在することになり、責任の主体があいまいになることから、衛生管理上の問題等が生じると考えられる。( )
- 一方で、現状において歯科技工所の多くは小規模であることから、業務の効率化等を推進するため、業務形態の改善は重要な課題であると認識している。
- 歯科技工所間における機器の共同利用を含む歯科技工所間の連携のあり方については、令和3年度「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」等において検討する予定である。( )



- ①「A歯科技工所」及び「B歯科技工所」  
同一住所における同一構造設備に対して届出  
⇒同一の環境を共有して同一の機器等の利用  
⇒複数管理者により責任主体が不明確  
⇒衛生管理上の問題等

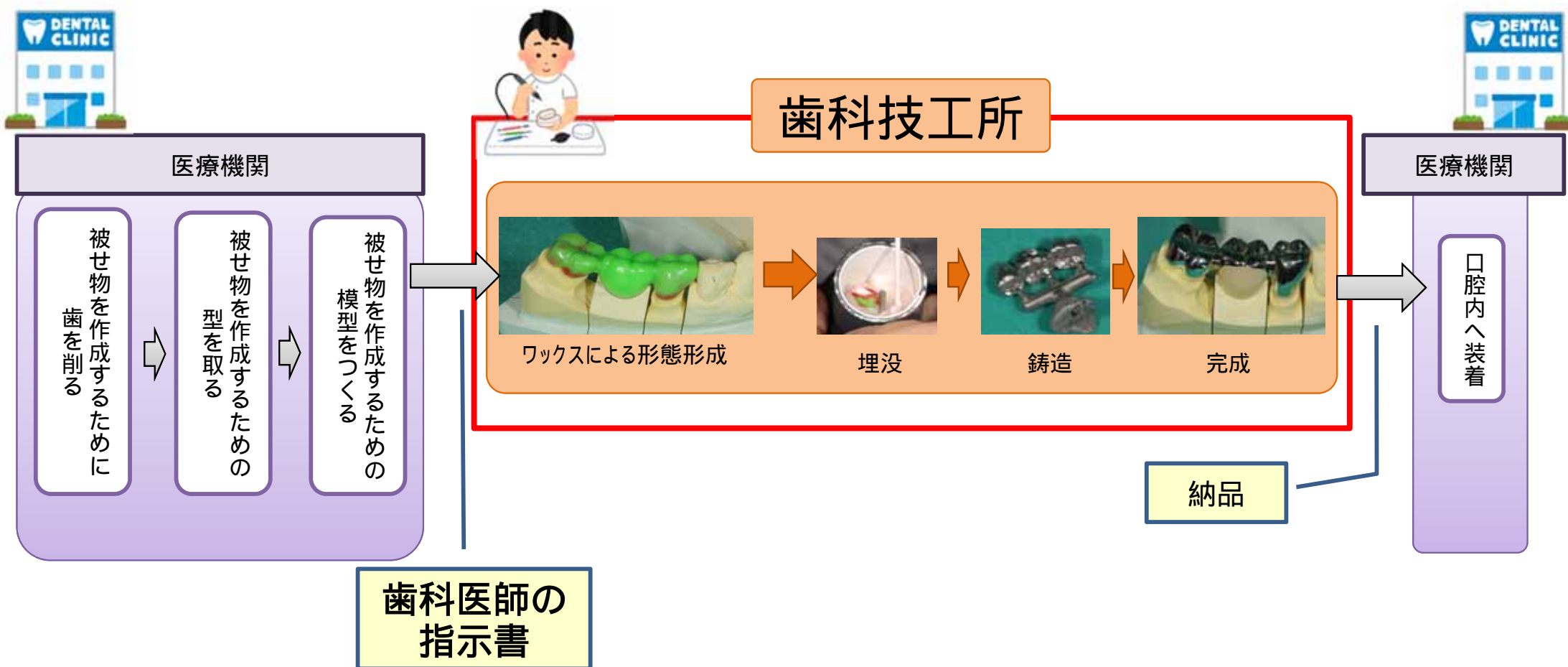


- ②「A歯科技工所」「B歯科技工所」  
それぞれ構造設備基準を満たした別住所に届出  
⇒機器の共同利用等による歯科技工所間の  
連携の推進  
連携のあり方について、  
令和3年度調査検証事業において検討

(参考)

# 歯科技工所での歯科技工の流れ

「歯科技工」とは、特定人(患者)に対する歯科医療の用に供する入れ歯や被せ物などの補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する業務(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く)をいう。【歯科技工士法第二条】



## 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

<p>(届出) 第二十一条</p>	<p>歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令<sup>1</sup>で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>
<p>(管理者) 第二十二条</p>	<p>歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならない。</p>
<p>(管理者の義務) 第二十三条</p>	<p>歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従事者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならない。</p>
<p>(改善命令) 第二十四条</p>	<p>都道府県知事は、歯科技工所の構造設備<sup>2</sup>が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。</p>

### 1 (届出事項)

「歯科技工士法施行規則」

#### 第十三条

##### 一 開設者の住所及び氏名

(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

##### 二 開設の年月日

##### 三 名称

##### 四 開設の場所

##### 五 管理者の住所及び氏名

##### 六 業務に従事する者の氏名

##### 七 構造設備の概要及び平面図

### 2 (歯科技工所の構造設備基準)

「歯科技工士法施行規則」

#### 第十三条の二

一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等<sup>3</sup>を備えていること。

二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。

三 手洗設備を有すること。

四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。等

### 3 (歯科技工を行うために必要な設備及び器具等)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成24年10月2日付け医政発1002第1号)

防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、マイクロスコープ、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、吸塵装置 等

# 歯科技工を行う場所に関する現状と今後の方向性

## 規制改革要望

デジタル機器を利用した歯科技工について、テレワークの活用を容認してほしい。

## 現状

歯科技工士法において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所とされており、歯科技工所に勤務する歯科技工士が歯科技工を行うことができる場所は歯科技工所内である。

近年、CAD/CAM等によるデジタルデータを利用した歯科技工が急速に拡大しているが、これらは、コンピュータを利用して行う過程も含め、歯科技工士法に規定する歯科技工に該当すると解釈している。

このため、コンピュータを利用して行う歯科技工についても、歯科技工所内で行う必要がある。

「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書(令和2年3月)においても、「CADを行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを整理する。」旨が言及されている。

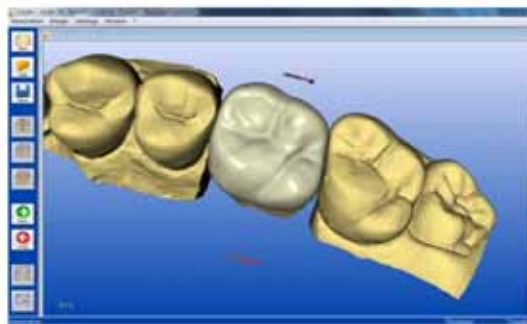
## 今後の方向性

令和2年度厚生労働科学特別研究事業「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」において、歯科技工におけるデジタルデータの管理方法等に関する現状把握や課題の分析中であるが、令和3年度は新たに厚生労働科学研究事業「歯科技工業務に関する調査研究」を行い、課題に対する対応策等について検討する予定である。

これらの研究結果を踏まえ、歯科技工における適切なデジタルデータの取扱いについて整理するとともに、歯科技工士の多様な働き方を推進するよう、歯科技工におけるテレワークの活用についても検討を進めていく。

< 概要 >  
製作には下記に示すコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を導入する必要がある。  
PC上で、スキャンした作業模型のデータをもとに歯科補てつ物等の設計(CAD)を行い、設計に基づき歯科切削加工用ブロックを削り出す(CAM)。  
平成26年以降、一部は保険診療において使用することが可能となっている。

CAD/CAM ( Computer-Aided-Design/Computer-Aided Manufacturing ) を活用したクラウンの製作



PC上で設計 (CAD)



設計に基づき削り出し (CAM)



従来の金属冠



CAD/CAM冠

口腔内に装着

# (参考) 歯科技工所、歯科技工を行う場所に関する現行法令等

## 【現行法令】

### 歯科技工士法

(用語の定義)  
第二条

この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

第二条 3

この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

### 歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書(令和2年3月31日) 関連部分抜粋

#### < 歯科技工士の業務等に関する今後の方向性 >

デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CADはPC上の作業のみとなることから、歯科技工の過程においてCADを行う際にテレワークを活用する場合の取扱いが不明確であるため、その取扱いを整理する。